

令和 8 年度

『水戸市戸建て住宅賃貸化リフォーム支援補助金』

居住誘導区域内の空き家を賃貸住宅にするためのリフォームや家財処分にかかる費用を補助します。

1 補助要件等について

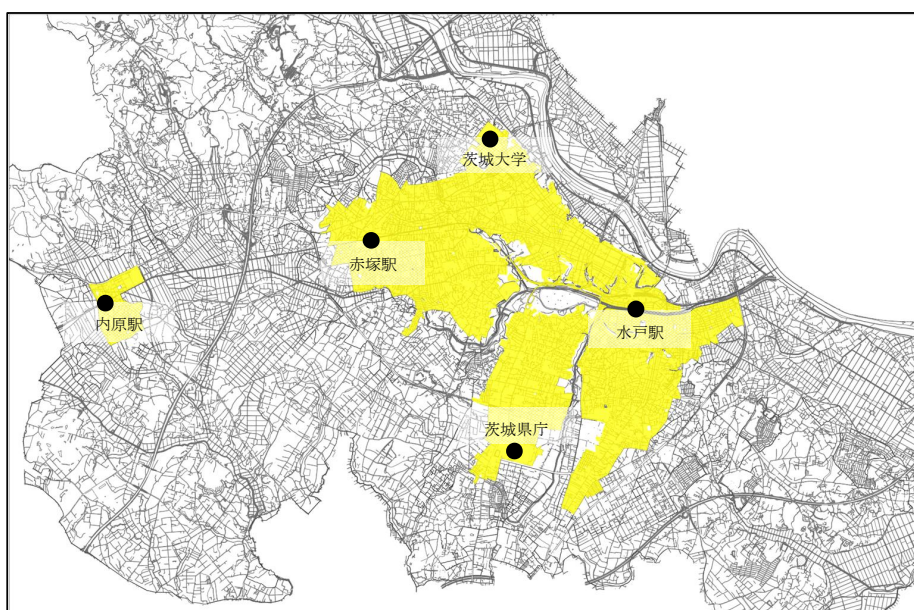
1-1 対象住宅

居住誘導区域内（下図の黄色部分）に所在する空き家（現在住んでいる人がいない戸建て住宅）

延べ床面積が 75 ㎡以上であること

建物完成後、20 年以上経過していること

耐震性が確保されていること



※申請日において、宅地建物取引業者が宅地建物取引業の対象として取り扱っている建物は、対象外です。

※著しく保安上危険である建物、著しく衛生上有害である建物その他周囲へ悪影響を及ぼしている建物は、対象外です。

1-2 対象となる補助事業

リフォーム（市内に本店がある建設業の許可を受けた法人などに発注して行うものに限る。）

家財処分（一般廃棄物処理業の許可を受けている事業者が発注して行うものに限る。）

リフォーム又は家財処分を行った上で、宅地建物取引業者を通じて賃貸化（3か月以上借主を募集）することが必要です。

1-3 補助金額

リフォーム：補助対象経費の1/3（上限50万円）

家財処分：補助対象経費の額（上限20万円）

※リフォームと家財処分の両方を行う場合でも、補助を受けられるのはどちらか一方のみです。

※補助金額は、1,000円未満を切り捨てた額となります。

※家財処分について、特定家庭用機器廃棄物の処理に要する料金は補助対象外です。

2 交付の申請について

2-1 申請期間

交付申請期間：令和8年10月30日（金）まで

※窓口へ持参する場合の受付時間は、8時30分～17時15分までとなります。

※郵便での受付期限は、令和8年10月30日（金）17時15分必着とします。

※予算額に達し次第、受付を終了します。

2-2 提出書類

補助金を申請する場合は、次の書類を提出してください。

- ☐ 戸建て住宅賃貸化リフォーム支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ☐ 登記事項証明書（申請をする日前3か月以内に作成されたものに限る。）
- ☐ 建築確認済証等建築確認を受けた日を確認できる書類の写し
- ☐ 戸建て住宅の建築確認を受けた日が昭和56年6月1日前の場合は、木造住宅耐震診断結果報告書等耐震性が確保されていることが証明できる書類の写し
- ☐ 見積書（明細が分かるもの）の写し
- ☐ 戸建て住宅全体及び事業箇所の実施前の写真
- ☐ 市税の完納証明書（申請をする日前1月以内に作成されたものに限る。）又は市税の納付状況調査確認同意書
- ☐ 戸建て住宅が共有名義である場合は、共有者全員の同意書
- ☐ 特定賃貸借契約を締結し戸建て住宅を借り受けている者が申請する場合は、契約書の写し

3 補助金の請求について

3-1 実績報告書の提出期限

提出期限：令和9年3月31日(水)

※窓口へ持参する場合の受付時間は、8時30分～17時15分までとなります。

※郵便での受付期限は、令和9年3月31日17時15分必着とします。

3-2 提出書類

交付決定の通知を受けた方は、期限内に次の書類を提出してください。

- ☐ 戸建て住宅賃貸化リフォーム支援補助金実績報告書（様式第5号）
- ☐ リフォーム、家財処分に係る契約書の写し等最終的な支払い金額の内訳が分かる書類
- ☐ リフォーム、家財処分に係る領収書の写し等補助対象経費の支払いを証明する書類
- ☐ 戸建て住宅の事業箇所の実施後の写真
- ☐ 宅地建物取引業者との契約書の写し等、宅地建物取引業者による入居者募集状況等が分かる書類

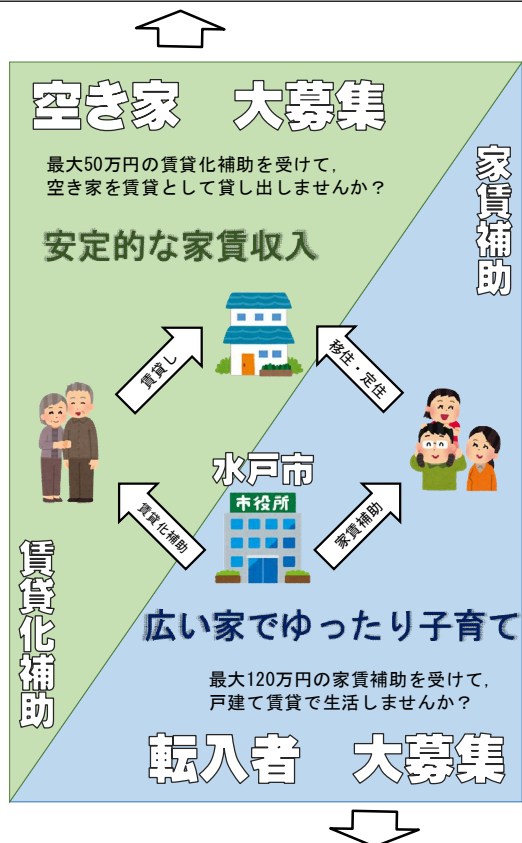
3-3 その他

提出書類を収受した後、交付額を確定し、交付額確定通知書で通知します。

交付額確定通知書を受け取った後、『戸建て住宅賃貸化リフォーム支援補助金請求書（様式第7号）』を提出してください。請求書の受理後、登録口座へ補助金を振り込みます。

申請内容に変更があった場合は、速やかに『戸建て住宅賃貸化リフォーム支援補助金変更等承認申請書（様式第3号）』を提出してください。

水戸市戸建て住宅賃貸化リフォーム支援補助金



戸建て賃貸住宅若者夫婦・子育て世帯住みかえ支援補助金

2つの補助金が連携しています！

メリット①

家賃を安く抑えることができる。

メリット②

賃貸ではあまりない、広い住宅で子育てができる。

メリット③

賃貸なので、家族でのお試し移住に最適。

<問い合わせ先>

〒310-8610 水戸市中央1-4-1
水戸市 市民協働部 生活安全課

(電話) 029-224-1113 (FAX) 029-232-9238
(Mail) traffic.safety@city.mito.lg.jp